

平成26年4月17日
財 政 局

北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

「地方税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、本市市税条例の関係規定のうち平成26年4月1日から施行する必要がある下記の項目について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日付け専決処分により改正したもの。

【改正内容】

1 固定資産税に係る申告規定の整備

地方税法における非課税規定の適用期間が延長されたことに伴い、当該規定の適用を受けようとする者が市に対して行うべき申告に関する規定についても適用を延長するため、条例の規定を整備するもの。

(地方税法改正の内容)

旧民法34条の法人(社団法人・財団法人)が設置する図書館等については、公益法人改革に伴い一般法人に移行した場合には課税対象となるが、その移行期間中(平成25年度分まで)は非課税とされていた。

現在、予定されていた移行期間が終了したものの、未だ移行が完了していない法人(所管庁による審査中)が残っていることから、当面は非課税規定が維持されることとなったもの。

2 条項ずれに伴う規定の整備

市税条例において引用する地方税法の条項ずれが生じたため、必要な整備を行うもの。